

「(仮称)二宮町パートナーシップ宣誓制度」に対する意見募集 の実施結果（意見と町の考え方）

募集期間 令和3年11月1日（月）～ 令和3年12月3日（金）

意見数 : 8件

意見提出人数 : 7人（ホームページ2件、電子メール5件）

意見の概要及び町の考え方 ※提出されたご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しています。

No	意見の概要	町の考え方
1	<p>パートナーシップ制度に対応している民間企業が多数ある中、町が要綱を設置するにあたり、「新たに」生じる具体的な効果（町内公営住宅入居、不動産事業者の本制度への対応、保険業者の生命保険受取人審査への反映、町内医療施設での親族としての扱い有無など）を検討段階の現時点で示す必要がある。</p> <p>また、スピード感等を理由に、行政内部事務についての定めとなる要綱での導入にしたとのことだが、職員の意識改革、行政全体としての継続的な取り組みに繋げることが大前提であり、町としても具体的な取り組みや民間への働きかけも現時点で示す必要がある。</p> <p>法的な効力を有する婚姻と比較すると、その効果も効力も狭く浅く設定されており、同性婚への近道と評価される一方で、同性婚へのまわり道と危惧されていることから分かる通り、全ての当事者が現在の限定的な内容を歓迎している訳ではない。だからこそ、現状の枠組みの中で最大限の効果を導くための具体的なビジョンを掲げ、周囲からの誤解や差別を払拭しながら理解者を増やす取り組みを打ち出し、例えば、町が開催するLGBTをテーマにした映画上映会を開催しながら職員の大半がその作品を観ていないという不本意な事態を起こさないよう、行政全体が率先して意識改革や情報更新に努めることで、町内のLGBTQ+が抱える問題と真に寄り添った形で制度の設置及び運用を期待する。</p>	<p>今後も、継続的に職員の「性の多様性」についての正しい認識と理解の向上に努めてまいります。</p> <p>なお、11月27日(土)に開催した人権(LGBT)講演会での映画上映には町職員33名、計101名の参加がありました。</p> <p>また、2月13日(日)にもラディアンホールにてLGBT関連映画を上映する人権教育研修会を開催する予定です。</p> <p>県営住宅においては「世帯向け住宅」に入居申し込みができるようになっていますが、町内の不動産業者や医療機関等に対して制度の周知に努め、連携と協力をお願いしてまいります。</p>

No	意見の概要	町の考え方
2	<p>自治体でこの制度を導入することがどのような意味を持つのか、普段 LGBT を意識したことのない人には理解しづらいかもしれない。「宣誓した町民に寄り添う」とはどのようなことか、(難しいが)具体的な説明があればより多くの人に共感してもらえと思う。</p>	<p>本制度は、当事者の生きづらさ等を解消するとともに、多様な性と生き方を尊重し、理解を広げていくためのものです。</p> <p>町民一人一人が相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会の実現に向けた取り組みを進めます。</p> <p>また、性的マイノリティの方々が抱えるお悩みやお困りごとについて、人権相談や県等の相談窓口をはじめ、当事者団体等をご紹介するなど、町の相談窓口(地域政策課)の周知を図ります。</p>
3	<p>選択的夫婦別姓制度がないため、事実婚で生活している。いわゆる LGBTQ に限らず、こういった形でも困っているマイノリティがいるということを社会に伝えていくきっかけになればと思い、パートナーシップ宣誓制度の利用を予定している。</p> <p>しかし同時に、この制度を取り入れただけで自治体の対応はハイ終わりとなってしまふ不安がある。</p> <p>と言うのも役場で住民票への夫/妻(未届)への記載をお願いしたところ、その対応はできないと言われた。総務省にガイドラインがある旨を話したことで記載してもらえたが、役場のマイノリティへの理解不足について、とても不安がある。</p>	<p>これまでも人権に対する職員研修を実施していますが、様々なマイノリティに対しての職員の意識向上に努めてまいります。</p>
	<p>当事者が実際に必要としているものは、社会の理解だけでなく、法律婚と同様の法的な効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等)である。</p> <p>については、 選択的夫婦別姓制度 同性でも法律婚と同様に結婚できる法制度が一刻も早く整えられることを望む。</p>	<p>法律については国の所管となり、法制化に向けたご意見は今回の意見募集の趣旨と異なります。</p>
4	<p>パートナーシップ宣誓制度の導入を予定していることを歓迎する。</p> <p>ただ、マイノリティを応援するだけでは NPO など民間の団体でもできることである。行政として行うべきことは、それだけにとどまらず法的な効力を持つものとなるような動きをすることではないか。</p> <p>事実婚のいち当事者として願うのは、選択的夫婦別姓が認められ「法的」に婚姻関係が認められることである。事実婚のまま</p>	

	意見の概要	町の考え方
	<p>では、相続に伴う税金の控除などにおいて不利な状況に追いやられているからである。</p> <p>転入届を提出した際、妻（未届）で住民票への記載をお願いしたところ、二宮町ではその記載は対応していないと言われた。別の職員が対応し記載できたが、職員の認識不足があるなかで、町として本当に「お互いの人権を尊重し、多様性への理解を進める」ことができるのか不安がある。役場職員の意識の向上を図っていただきたい。</p>	<p>これまでも人権に対する職員研修を実施していますが、様々なマイノリティに対しての職員の意識向上に努めてまいります。</p>
5	<p>3「宣誓することができる者」の条件の（5）は再検討してほしい。パートナーシップ制度は法的根拠を得られるわけではなく、誰もが当たり前の権利を得るためだけのものである。養子縁組を解消してまで制度を利用しようとは思わないし、養子縁組にした理由が今の法律婚が認められないから、ということであるなら宣誓ができるようにしてほしい。</p> <p>「自分も生きていていいんだ」と思えるきっかけになる大切な制度導入である。一度導入してしまうと、行政としては、頻繁に制度を変えるわけにいかないという姿勢でしょう。せっかく導入するのであれば、より皆さんが利用しやすいような形にしていだけたらありがたい。</p>	<p>本制度は、現行の婚姻制度が利用できない（しづらい）等の方々へ自分らしく生活されることを応援するものであるため、現行の婚姻制度の婚姻できない「続柄」の方（養子縁組含む）は他自治体の状況も参考にし、対象にしないこととしています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、要件について再検討をいたします。</p>
	<p>誰かのカミングアウトにならないことに細心の留意をし、「町はこんな制度を導入したよ」ということを子どもたちに伝えることはできないか。小・中学校で話をするとアウティングに繋がるような難しさがあるのであれば、幼児ぐらいの年齢の子にさらっとわかりやすく伝わるような話ができるとよいと思う。性的マイノリティの子は、それ以外の子よりも、自殺率が6倍という数値が出ている。どうか悲しいことが起きないようにお願いしたい。</p> <p>また、制服の検討も併せてお願いしたい。</p>	<p>学校教育の場において、性の多様性への理解など、人権尊重教育を進めており、教育委員会と連携しながら、子どもたちへの制度の周知・啓発などに努めてまいります。</p>

No	意見の概要	町の考え方
6	<p>「制度を利用する際に養子縁組の解消を条件とする」ことに関して、その条件は外すべきだと思う。外さないのであれば、何故その条件が必要となるのか、町として説明が必要だと思う。この制度がより良く、必要とされる方にとどきますように。</p>	<p>本制度は、現行の婚姻制度が利用できない（しづらい）等の方々へ自分らしく生活されることを応援するものであるため、現行の婚姻制度の婚姻できない「続柄」の方（養子縁組含む）は他自治体の状況も参考にし、対象にしないこととしています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、要件について再検討をいたします。</p>